

小田原十郎梅ロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、小田原市産の十郎梅を広く周知しブランド力と品質の向上を図ることを目的とし、小田原市産の十郎梅及びそれを原材料として製造した製品に対して「小田原十郎梅ロゴマーク」（商標登録第5607242号）を使用するために必要な事項を定める。

(小田原十郎梅ロゴマーク)

第2条 小田原十郎梅ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は次の図1から図4までのとおりとする。

図1			図2		
名称	形状	色彩の仕様	名称	形状	色彩の仕様
黒梅		スミベタ ・ K : 100 %	緑梅		花の部分（目の部分除く。） D I C : 2556 ・ C : 70 % ・ Y : 95 %
図3			図4		
名称	形状	色彩の仕様	名称	形状	色彩の仕様
黄梅		花の部分（目の部分除く。） D I C : 205 ・ M : 35 % ・ Y : 100 %	紅梅		花の部分（目の部分除く。） D I C : 2468 ・ M : 70 % ・ Y : 40 %
※ 「®」は、商標登録表示として追加したもの。					

(使用対象)

第3条 小田原市産の十郎梅及びそれを原材料として製造した製品のうち、次の各号のいずれにも適合する製品について、ロゴマークの使用ができる。

- (1) 小田原市産の十郎梅又は小田原市産の十郎梅を使用していることを特色とする製品であって、原料とする梅に小田原市産の十郎梅以外の梅が使用されていないこと。
- (2) 品質が優良であること。
- (3) 梅干については指定添加物を使用していないこと。
- (4) 食品衛生法等関係法令に違反しないこと。
- (5) 小田原市産の十郎梅のイメージを損なわないこと。
- (6) 小田原梅ブランド向上協議会（以下「協議会」という。）が承認したものであること。

2 ロゴマークを使用した製品を「ロゴマーク使用品」という。

(申請の手続等)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、小田原十郎梅ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて製品ごとに協議会に申請し、協議会の承認を受けなければならない。

- (1) 様式第1号の別紙1（年間販売見込数量等を記入）
- (2) 様式第1号の別紙2（十郎梅の原産地証明）
(小田原市で梅を栽培する者が、自己で栽培した梅を原材料としている場合は除く)
- (3) 製品見本
- (4) ロゴマークの使用状況がわかる写真（製品のパッケージ・ラベルに使用する場合は、使用箇所が分かるような写真）
- (5) 食品衛生法等関係法令に違反しないことを証明する書面（食品衛生法上の許認可書類の写し等）

(使用の承認)

第5条 協議会は、前条の規定による申請があった場合には、その適否を決定し、小田原十郎梅ロゴマーク使用承認書（様式第2号）又は小田原十郎梅ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 前項の承認を受けた者（以下「ロゴマーク使用者」という。）は、かながわ西湘農業協同組合と商標登録第5607242号に係る商標権通常使用権許諾契約を締結しなければならない。

(ロゴマークの使用)

第6条 ロゴマーク使用者は、前条第1項の承認を受けたロゴマークに関し、同項の承認を受けた内容と異なる使用をし、又は、変更をしてはならない。

2 ロゴマーク使用者は、ロゴマークを花部分と文字部分を分離して使用してはならない。

- 3 ロゴマーク使用者は、ロゴマークを全体で使用し、一部のみの使用をしてはならない。
- 4 ロゴマーク使用者は、ロゴマークを立体物として使用してはならない。
- 5 ロゴマーク使用者は、ロゴマークに加筆をして使用してはならない。
- 6 ロゴマーク使用者は、ロゴマークを使用する際には、ロゴマークの右下に「®」の表記をしなければならない。

(変更の承認)

第7条 ロゴマーク使用者が、第5条第1項の承認を受けた内容のうちロゴマーク使用品の製品名称及びロゴマークに使用する色彩等を変更しようとする場合には、あらかじめ、小田原十郎梅ロゴマーク使用内容変更申請書（様式第4号）により協議会に申請し、協議会の承認を得なければならない。

第8条 協議会は、前条の規定による申請があった場合には、その適否を決定し、小田原十郎梅ロゴマーク使用内容変更承認書（様式第5号）又は小田原十郎梅ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号）によりロゴマーク使用者に通知する。

(承認の有効期間)

第9条 第5条第1項の承認の有効期間は、1年とする。

- 2 協議会は、第11条に規定する実績報告を適當と認めた場合には、第5条第1項の承認を1年更新することができる。この場合において、協議会は、小田原十郎梅ロゴマーク使用承認更新通知書（様式第6号）により、承認を更新する旨をロゴマーク使用者に通知するものとする。更新後の有効期間満了後、さらに更新する場合も同様とする。

(調査)

第10条 協議会又は協議会の指定した者は、ロゴマーク使用品が、承認当時の内容に適合しているかどうかについて調査を隨時行うことができる。

(使用実績の報告)

第11条 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用実績を小田原十郎梅ロゴマーク使用実績報告書（様式第7号）により、承認の有効期間満了日の1月前から有効期間満了日までの期間に協議会に報告しなければならない。第9条第2項により更新する場合においても同様とする。

(使用の終了)

第12条 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用を終了しようとするときは、小田原十郎梅ロゴマーク使用終了通知書（様式第8号）により協議会に通知し、小田原十郎梅ロゴマークロゴマーク使用実績報告書（様式第7号）によりロゴマークの使用実績の報告をしなければならない。

(使用承認の取消し)

第13条 協議会は、ロゴマーク使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第

1 項の承認を取り消すことができる。この場合において、協議会は、ロゴマーク使用者に小田原十郎梅ロゴマーク使用承認取消通知書（第9号様式）により通知する。

- (1) ロゴマーク使用品が第3条1項第1号から第4号に掲げる条件に適合しなくなったとき。
- (2) ロゴマーク使用品としての信用を著しく害する行為があると協議会が認めるとき。
- (3) 承認を受けたロゴマーク使用品以外に使用したとき。
- (4) 第6条に違反したとき。
- (5) ロゴマーク使用品の製造及び販売を中止したとき。
- (6) ロゴマークの使用料が有料となり、有料である旨の契約を締結した後に使用料を支払わなかったとき。

2 前項に掲げる事項により発生した損害は、ロゴマーク使用者がその損害を賠償するものとする。

（使用の禁止）

第14条 ロゴマーク使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ロゴマークを使用してはならない。この場合において、ロゴマークを付した製品・包装・容器等の在庫品をすべて廃棄しなければならない。

- (1) 第9条第1項に規定する有効期間又は同条第2項の規定により更新された有効期間を満了したとき。
 - (2) 第12条の規定によりロゴマークの使用を終了したとき。
 - (3) 第13条第1項の規定により第5条第1項の承認を取り消されたとき。
- 2 前項に掲げる事項により発生した損害は、ロゴマーク使用者がその損害を負担するものとする。

（承認の手数料）

第15条 承認の手数料は、無料とする。

2 前項の手数料は、隨時見直すものとする。

（ロゴマークの使用料）

第16条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

2 前項の使用料は、隨時見直すものとする。

附 則

この要領は、平成25年10月29日から施行する。

附 則（平成26年10月24日）

この要綱は、平成26年10月24日から施行する。

附 則（平成28年7月7日）

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

附 則（平成30年10月1日）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。